平成２２年（フ）第１４５８号
京都市伏見区深草西伊達町87番地18
債務者　宮前　敬一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１５号
京都市西京区大原野灰方町172番地
債務者　工藤　辰男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８１号
京都府八幡市男山金振26番地５　セジュール男山105、前住所京都府八幡市八幡北浦８番地　Ａ―411
債務者　笹田　真空
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１４号
京都府八幡市内里河原43番地
債務者　新田　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１５号
京都府八幡市内里河原43番地
債務者　新田美佐子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３９号
京都市伏見区桃山井伊掃部西町23番地７シャルト松井306号
債務者　藤田　幹也
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５２号
京都市伏見区西奉行町１番地　桃陵団地34棟205号
債務者　木下　成治
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５９号
京都府長岡京市今里４丁目11番17号　サンハイム茜205
債務者　河野　　徹
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６０号
京都府長岡京市今里４丁目11番17号　サンハイム茜205
債務者　河野　直子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６２号
京都市西京区桂千代原町42番地１　ヤシキレジデンス201
債務者　北村　智世
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０８号
京都市下京区二人司町３番地
債務者　金森清子こと　金　　慶連
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１４号
京都府宇治市木幡南山９番地の143
債務者　小笠原直美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
兵庫県姫路市神屋町４丁目61番地　天理教
債務者　吉田二三子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３８号
兵庫県姫路市兼田190番地17、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成中垣内14番地
債務者　加藤さゆり
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１３３０号
広島市佐伯区五日市５丁目７番64―403号
債務者　高山　陽二
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８４号
広島県大竹市玖波７丁目12番８号
債務者　中原　真弓
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８５号
広島市佐伯区湯来町大字麦谷2306番地３
債務者　村上　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部